

独立行政法人国立循環器病研究センター契約監視委員会議事概要

第11回独立行政法人国立循環器病研究センター契約監視委員会が、平成26年6月9日（月）に、当センター応接室において開催されましたので、その議事概要について公表します。

開催日・場所	平成26年6月9日（月） 当センター応接室
委員 （敬称略）	委員長 竹山 健二（監事） 委員 小山 登（公認会計士） 委員 妹尾 悟（弁護士） （欠席者）片山登志子（監事）
審議事項等	1. 一者応札・応募事案フォローアップ票（平成25年度分）について 2. 競争性のない随意契約 3. 一者応札・応募 4. 落札率100% 5. その他 6. 今後のスケジュール
議事概要	<p>【審議事項1「一者応札・応募事案フォローアップ票」（平成25年度分）について】</p> <p>一者応札・応募事案フォローアップ票6件について審議・契約監視委員会のコメント 特になし。</p> <p>【審議事項2「競争性のない随意契約」について】</p> <p>1. 審議案件 ①平成25年度25件 平成26年度6件</p> <p>2. 審議事項 ①契約事由 ②契約価格 ③一般競争入札等への移行の可否 ④改善方策 ⑤法令等への適用の可否</p> <p>3. 審議結果 ・「移転事業における基本設計等の支援業務」の随意契約の理由として、基本構想等の専門的知識と継続性を必要とするため、「移転事業にかかるアドバイザー業務」との関連性などの事由により、会計規程第39条第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するとしたが、その前提には、</p>

「移転事業にかかるアドバイザー業務」が適切に履行されたか否かを評価することが必要である。

今回の案件について随意契約の理由としては問題ないと解する。本来、本件のようなコンサルティング契約については、単に契約上の義務違反がなかったことをもって、適切な履行と判断するのではなく、その業務の質について評価することが必要である。その評価を踏まえて当該相手方以外に履行することができないかどうかを判断することによって「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するかどうかを決すべきである。

【審議事項 3 「一者応札・応募」について】

1. 審議案件
 - ①平成25年度22件
2. 審議事項
 - ①競争性の確保のための改善方策
 - ②仕様書の内容など具体的な条件の設定
3. 審議結果
 - ・特になし。

【審議事項 4 「落札率100%」について】

1. 審議案件
 - ①平成25年度10件 平成26年度3件
2. 審議事項
 - ①予定価格の設定
3. 審議結果
 - ・特になし。

【審議事項 5 「その他」について】

- ・特になし。

【審議事項 6 「今後のスケジュール」について】

・次回第12回の契約監視委員会は、平成26年10月20日（月）13時00分から開催する。 以 上

【問い合わせ先】

独立行政法人国立循環器病研究センター
契約監視委員会事務局（監査室）
電話06-6833-5012